

京丹後市入札監視委員会(平成 27 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 27 年 7 月 14 日 (火) 午後 1 時 55 分～午後 4 時 40 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西財務部長) 2 報告事項 (1) 違算再発防止について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西財務部長)	
審議対象期間	平成 26 年 10 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 8 件	(備考)
一般競争入札	3 件	対象件数 89 件
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1 件	
随意契約	4 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、一般的な論点で合理的に説明がつかないような入札行動が見られたとき、それによって入札手続きが無駄になるなどの不都合が出たときには原因の所在についてヒアリングに努めていただきたいこと。 現状の入札価格制度の最低制限価格の設定が妥当であるかということについて検討願いたいこと。 最低制限価格未満で失格となり入札が不調となった後、随意契	

約に移行する事例が少なくないが、最低制限価格とその後の随意契約の金額のバランス、関係について検討願いたいこと。

クリーンセンターについては引き続き更新時期に向けてより適切な契約方式について情報収集等努めていただきたいこと。

別紙

「2 報告事項 関係」

1 違算再発防止について

※ 平成 26 年度第 2 回入札監視委員会の審議案件において、委員より要望のあった京丹後市における違算再発防止のルールと運用について説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
(特になし)	

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 26 年度 京丹後市立網野南小学校体育館屋上防水改修工事・・・一般競争入札

※ 落札率が 100%と高い案件。

意見・質問	回答等
○ 落札率について (1) 落札率が高い要因として、どのように分析しているか。	本案件の落札業者は、過去から市内の各学校における同様の工事を受注しており、合せて情報公開請求による過去の積算資料の入手等により、積算能力が高かったということが要因であると推測しています。
○ 最低制限価格について (1) 予定価格に対する最低制限価格の算出に係る基準はあるのか。	最低制限価格を算出については、直接工事費とその他諸経費それぞれに所定の率を掛けて算出しますが、工種によって諸経費の率が違うなど、予定価格に対する最低制限価格の率は工種に応じて異なります。
○ 最低制限価格について (2) 最低制限価格の設定基準を市独自で設定することについてはいかがか。	市では、他市町村の設定状況等も鑑みながら、最も最適であると判断し、国の基準に基づいた中央公契連モデルを適用しています。
○ 最低制限価格について (意見) 実績と能力に問題のない業者がわずかな差で失格になることは、もったいない結果であると考えられるので、地域の実情を反映した最低制限価格のあり方を検討して	入札データ等も少なく、市独自で率を設定することは困難ですが、今後動向を踏まえつつ検討していきたいと考えます。

<p>いただきたい。</p>	
<p>○ 入札金額について (1)</p> <p>入札参加者のうち、落札業者以外は全者最低制限価格未満で失格となっている要因はどのように分析しているか。</p>	<p>入札参加者 3 者のうち、落札業者は市内の業者であり、他の 2 者は京都市内の業者であることから、北部と南部における実勢価格等の差によるものが要因であると推測しています。</p>
<p>○ 入札金額について (意見)</p> <p>落札率が高く、落札業者以外全者が失格となった今回の案件のような事例については、開札後に業者へのヒアリングを行うなど検証を行っていただきたい。</p>	<p>設計価格の設定等の観点からも、随時検証していきたいと考えます。</p>

2 平成 26 年度 京丹後市久美浜庁舎空調設備改修工事 …一般競争入札

※ 他の同種工事と比較し、落札率が 97.1%と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>他の同種工事(冷暖房設備工事)と比較し、落札率が高い要因について、どのように分析しているか。</p>	<p>本工事については、エアコン設置に加え、室外機設置の際の足場設置や冷却塔等の撤去等に係る外部への委託工事も含まれていることなどを考慮し、落札率が高くなったと推測しています。落札率についてエアコン本体のみの設置又は修理工事等と単純に比較はできないものと考えます。</p>
<p>○ 設計金額について (2)</p> <p>第 1 回目の入札において参加業者全てが予定価格に達しなかったため不落となった要因について、どのように分析しているか。</p>	<p>設計業務については市内の設計業者に委託しており、設計業者における実勢価格が安かったためと推測しています。</p>
<p>○ 設計金額について (3)</p> <p>第 1 回目の入札で不落となったことについて、設計事務所から何か意見を聞いたか。</p>	<p>特に何も聞いていません。</p>
<p>○ 設計金額について (4)</p> <p>定価と差があると思われる空調機の金額はどのように設定してい</p>	<p>市が設計する建築工事の場合は、京都府等が発行している掛け率等一定の基準に基づいて積算しています。設計業</p>

意見・質問	回答等
るのか。	者へも同様の指示は行っています。
○ 設計金額について (5) 空調機のメーカーは指定されているのか。	メーカーの指定はしておらず、同等品としています。

3 平成 26 年度 宇川温泉よし野の里エアコン改修工事 … 一般競争入札

※ 他の同種工事と比較し、落札率が 74.7%と低い案件。

意見・質問	回答等
○ 落札率について (1) 他の同種工事(冷暖房設備工事)と比較し、落札率が高い要因について、どのように分析しているか。	本工事は、エアコン室外機の部品交換により従前の機能回復を行うもので、市販の機器購入費の占める割合が高く、機器の実勢価格は各業者の取引数量に大きく左右されることから、機器納入費を今回の落札業者が安価に抑えることができたことと、加えて本工事は部品交換のみの工事のため自社で工事が完結することにより一般管理費が抑えられたためと推測しています。
○ 工事の施工について (1) 修理箇所の特定は入札前に決まっているのか。	設計業者に依頼する前に、施設のメンテナンスを依頼している業者に 1 度確認していただいた後、設計業者に見直していただき、必要な部分のみの部品交換をしていただくよう設計の見積依頼をしています。
○ 工事の施工について (2) 本工事は、部品代と交換時の手間賃だけといった種類の工事か。	そうです。
○ 工事の施工について (3) 完成した工事に特に問題はなかったか。	問題はありません。
○ 予定価格について (1) 予定価格の設定はどのようにしたのか。	今回の工事の場合、予定価格は設計金額と同額となっています。また最低制限価格の設定はしていません。
○ 最低制限価格について (1)	

意見・質問	回 答 等
最低制限価格の設定が無いのは、金額によるものか。	そうです。市のほうで 500 万円未満の工事で単一工種につきましては設定をしないということを決めており、それを適用しています。

4 平成 26 年度 浅茂川温泉静の里空調設備改修工事 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札において不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
○ 契約金額について (1) 結果的に初度の入札で最低制限価格未満で失格となった入札額と同額で随意契約を行ったのか。	そうです。
○ 入札の参加業者について (1) 入札参加業者が 1 者のみであったことについて、どのように分析しているか。	当初 9 者を想定していましたが、実質 1 業者という結果になり、不参加の理由について業者への確認はしていません。
○ 入札の参加業者について (2) 参加業者が 1 者でも入札は成立するのか。	一般競争入札の場合、参加業者が 1 者でも入札は成立します。
○ 工期について (1) 再度入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であるとのことだが、どのような観点から予定期限は設定されているのか。	年度内施工です。
○ 入札会の検証について (意見) 入札参加者が当初想定よりも極端に少ない、あるいは、参加者が 1 者もないといった状況になった場合、要因等について検証し、フィードバックするような会議体や仕	市としては、今のところそういった検証はまだ行っていません。

意見・質問	回答等
<p>組みは市の中であるのか。その都度検証していくような体系づくりを検討していただいたほうがよいのではと考える。</p>	
<p>○ 入札不調等について (1) 初度の入札が不調になる割合は市のほうで把握しているか。</p>	<p>明確な数字は把握していません。</p>
<p>○ 入札不調等について (意見) 事業施行に対し計画的に入札を実施していると考えますが、初度の入札で不調、不落の場合に再度入札が可能となるような時間的余裕のある計画等の工夫を考えていただきたい。</p>	<p>わかりました。</p>

5 平成 26 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事・・・指名競争入札

※ 委員の希望によりクリーンセンターにおける工事発注状況について継続的な確認を行う案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事内容について (1) 当初施設整備工事後、施設施工業者が整備工事を落札しているが、工事内容のなかで汎用性のある工事はあるのか。</p>	<p>公害防止基準を満たす施設の性能保証を原則とした発注により、材質の品番指定を行っています。指定を守っていただけると汎用部品の使用は可能としておりますが、性能保証の観点から結果的には汎用のものがないかと思えます</p>
<p>○ 工事の施工について (1) 施設施工業者以外の業者が落札した場合、性能保証のできる工事施工は可能か。</p>	<p>業者は可能であるという判断で入札に参加いただいていると思います。また、入札条件として実績を求めていますので、確実に施工はできると判断しています。</p>
<p>○ 落札金額について (1) 落札金額と他の入札金額に大きな差があるが、主な要因についてど</p>	<p>施工プラントメーカーの場合、施工及び施工後の運営にも関わっていますので、施設の損傷程度について詳細な部</p>

意見・質問	回答等
<p>のように分析しているか。</p>	<p>分まで把握していると思いますが、他の業者は仕様書以外の細部がなかなか想定できない部分もあり、そういった部分が価格の差に表れているのではないかと推測しています。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1) 入札を辞退した業者の辞退理由は何か。</p>	<p>2 者とも技術者の配置が困難ということで辞退されました。</p>
<p>○ 設計金額について (1) 設計金額はどのように積算しているのか。</p>	<p>設計は別途設計業務だけの入札を行い、専門の設計業者に発注しています。資材費については品番指定させていただいた内容で業者が見積をとられた金額、施工費については公用資料に基づいて積算をしていただいた金額をベースに設計されていると思います。</p>
<p>○ 契約方式について (1) 施設施工業者がずっと落札されて信頼性も高いのであれば、わざわざ入札手続きをとらずに当初から随意契約を行う方が合理的ではないのか。</p>	<p>第 3 者の設計業者に設計を委託していますので工事内容の適正さを確保できていると思っていますが、金額が大きいため少しでも応札希望のある業者を募って競争原理を働かせたいと考え、入札を行っています。</p>
<p>○ 契約方式について (2) 各自治体で同様の事業で工夫されている事例があれば教えてください。</p>	<p>この分野でよくある事例として、最初の施設設置の際に稼働年数期間中のメンテナンスも含めて委託する包括管理委託というケースがあります。</p>
<p>○ 契約方式について (要望) 包括管理委託も一つの方法として、次のクリーンセンター更新に向けて、どのような方式がいいのかという検討は進めていっていただきたい。</p>	<p>はい。</p>

- 6 平成 25 年度 (25 災 3501・3502 号) 普通河川岡田川①②河川災害復旧工事・・・随意契約
- ※ 初度の一般競争入札において不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき) の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 見積金額について (1)</p> <p>見積金額が当初の入札金額より高くなっている要因は何か。</p>	<p>入札同日に多数の入札案件があり、受注業者も多数の一般競争入札に参加していました。そのため同時期に多数の積算を行う必要があり、積算の精度が悪く低い入札金額になったものと考えられます。その後随意契約というかたちで見積依頼をさせていただいたところ、もう 1 度積算の精査を行い、結果的に見積金額が入札金額より高くなってしまったと推測しています。</p>
<p>○ 見積徴取について (1)</p> <p>再度入札の実施は時間がないので随意契約になるが、見積徴取は 3 者から行う考え方か。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 見積徴取について (2)</p> <p>業者はそれぞれ自分以外にも見積を出されるところがあるということは認識されているのか。</p>	<p>はい、業者名は知っておりませんが、見積業者が 1 者での随意契約ではないということは承知しています。</p>

7 郷取水施設改良工事・・・随意契約

- ※ 初度の一般競争入札において不調となり、入札参加資格要件の変更を行い再度入札を行う予定としたが、入札参加者辞退により不調となった。再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき) の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札参加資格要件の変更について (1)</p>	

意見・質問	回答等
<p>入札が不調になる度に等級を上げていった対応の理由は何か。</p>	<p>本市の入札執行のルールとして、1度入札が不調になりましたら、設計書の内容を点検し、不備がなければ同一の案件で上位等級へ上げていくというなかたちで入札を執行しています。本案件も当初C等級で入札した結果不調となり、工期の余裕があったためルールに基づきB等級に繰り上げて入札を行ったものです。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1) 再度入札では参加申請後辞退された1業者以外に参加申請がなかったが、参加資格要件に該当するB等級は何者か。</p>	<p>10者です。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (2) 初度及び再度入札において、入札参加者が少ない印象があるが、この時期に少なかった要因についてどのように分析しているか。</p>	<p>本工事の発注の時期が年度後半であり、実際の工事施工が冬期で1番雪の多い時期であることと、年度後半になりますと本市以外の京都府等の工事や水道以外の工事もあり、手持ちの工事や技術者等の調整の結果、参加業者が少なかったのではないかと推測しています。</p>
<p>○ 業者選定について (1) 初度、再度入札、随意契約の際に対象業者の等級が上がっていき、最終的にA等級となっているが、会社の規模等の影響から等級によって価格の上昇等が発生することはないのか。今回のように自動的に等級を上げる以外に、地域の拡大等他の対策は考えられないか。</p>	<p>今回の案件は条件的にも気候条件の厳しい中の案件であり、随意契約ではA等級の中でも現場に近く施工の段取り等から1番条件的に良いと考える同一町内の業者を選定し、その結果、現場に1番近い業者が受注者になりました。等級が上がることによる金額への影響については、小さな業者ですと外注費が高くなったり、逆に大きな会社ですと従業員が多いので自社施工が可能であるなど、一概には考えられず、案件毎にいろいろなことが想定されると思います。</p>
<p>○ 入札執行のルールについて (1) 1回目の入札で誰も入札価格に適正に達した者がなく不落となった場合、もう1度入札を行うのか。</p>	<p>市の場合は1回目で成立しない場合は2回目に移行するというので、入札につきましては2回執行しています。</p>

8 平成 26 年度 宇川地区防犯カメラ設置工事・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札において不調となり、入札参加資格要件の変更を行い再度入札を行ったが不調となった。再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 最低制限価格について (1)</p> <p>初度及び再度の入札いずれも最低制限価格未滿で不調となっているが最低制限価格の設定に問題はないか。要因についてどのように分析しているか。</p>	<p>主に防犯カメラの製品単価の見積によるものだと思います。担当課の積算については京都府の土木積算に沿った積算をしており、見積もりを取った価格に対する割引等は考慮しておりませんが、業者のほうの見積についてはメーカーからの割引等が加味され、結果的に非常に下回った価格になってしまったのではないかと想定しています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2)</p> <p>カメラを取り付けるだけであれば、手抜き工事等の心配がなければ最低制限価格を特に設ける必要はないのではないかと。</p>	<p>市の運用としましては、今回標識や照明灯と同等というようなかたちで設定をするということと、カメラ設置後の画像の調整等に高度な技術を要するなど、そういったことも踏まえて最低制限価格の設定をさせていただきました。</p>
<p>○ 最低制限価格について (3)</p> <p>随意契約でも最低制限価格が設定される場合はあるのか。</p>	<p>随意契約については最低制限価格は設定していません。</p>
<p>○ 工事の施工について (1)</p> <p>防犯カメラはきちんと稼働していますか。</p>	<p>問題なく稼働しています。</p>
<p>○ 入札結果の公開について</p> <p>初度及び再度の入札で失格となり不調となった入札の内容は公開されるのか。</p>	<p>予定価格と最低制限価格は未表示の状態で、開札日の翌日に公表していますので、業者は公開された情報を見ることは可能です。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
今回はありません。	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。